

事業概要シート

施策	0102	親と子の健康増進	<<>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	乳幼児・妊婦健康診査事業	拡充	予算額 122,297 千円 << 115,467 >>千円
事業期間	昭和43年度 ~		財源内訳 国庫支出金 5,673 千円 県支出金 0 千円 地方債 0 千円 その他 30 千円 一般財源 116,594 千円
根拠法令要綱等	母子保健法 第12条・13条		

【事業の目的・概要・対象】

【目的】

病気や障がいを早期に発見し、早期治療や療育につなげ、健やかな発達を支援する。また、子育てのアドバイスや育児情報を共有し、保護者の育児不安の軽減を図る。

【概要】

- ①妊婦は産婦人科において、受診票(14回)に基づく個別健診を実施。多胎妊婦については、受診票を5回分追加助成する。
- ②新生児は出生後退院までに産婦人科において、聴覚検査を実施する(初回検査にて、要再検の場合は退院前までに確認検査を実施)。
- ③産婦は産婦人科において、健康診査(概ね産後2週間、産後1か月)を実施。
- ④乳児は小児科において、受診票に基づく個別健診(3~6か月、9~11か月)を実施。
- ⑤1歳6か月児及び3歳児はこどもセンターにおいて集団健診を実施。

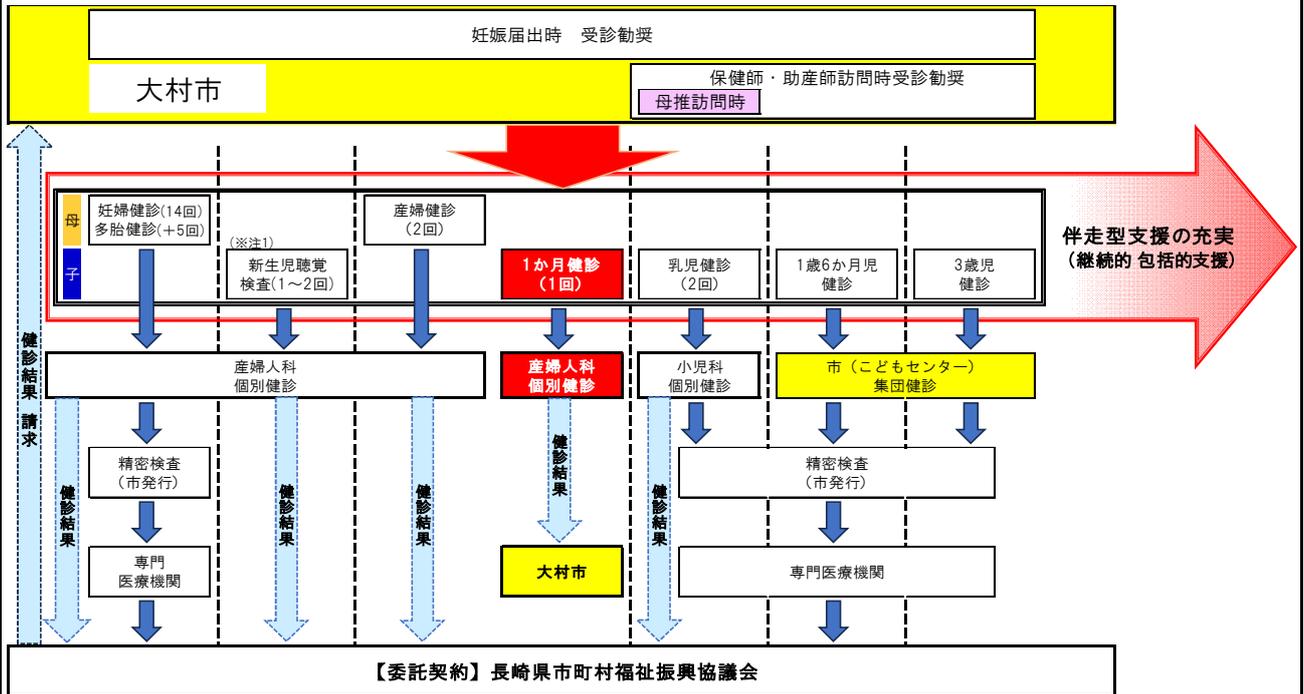
【対象】

妊婦、新生児、産婦、乳児、幼児

【拡充内容】

- ①1か月児健診を産婦人科等にて実施する。

【現在の事業の状況】



【背景】

生後1か月の赤ちゃんについては、現在、母親の2回目の産婦健診時に医療機関が任意で健診を実施されている。現状、健診内容や自己負担金について医療機関で異なっており、市民にとって公平なものとなっていない。また、健診結果や未受診者について、市では把握出来ていない状況であり、任意の健診では、生後1か月の母子保健における早期かつ適切な関わりにつなげていない。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	石丸 博子
担当者	中村 智子	問合せ先	0957-54-9100 (内線170)

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	妊娠届出時の1か月児健診受診勧奨の割合	計画値	%	100	100	100	100
②		計画値					

【成果指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	1か月児健康診査の受診率	計画値	%	94.6	94.9	95.2	95.5
②		計画値					

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	合計
事業費	116,679	107,150	115,467	122,297	122,297	122,297	706,187
国庫支出金	4,385	2,803	4,012	5,673	5,673	5,673	28,219
県支出金	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0
その他	11,820	0	30	30	30	30	0
一般財源	100,474	104,347	111,425	116,594	116,594	116,594	666,028
人件費	4,701	3,869	5,914	5,914	5,914	5,914	32,226
職員(人)	0.63人	0.49人	0.75人	0.75人	0.75人	0.75人	4.12人
時間外勤務(h)	60h	153h	230h	230h	230h	230h	1133h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	121,380	111,019	121,381	128,211	128,211	128,211	738,413

妥当性 (市の関与)	母子保健法に基づいて実施する事業であるため、市の関与は妥当である。
有効性 (施策貢献度)	親と子の健康増進に資する事業であり施策への貢献度は高い。
効率性 (コスト)	母子保健法に基づく事業であり、母子の健康増進のため、健康診査は必要であり、受診の促進のため、費用の負担は必要である。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり